

## 中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について

平成13年 3月 8日  
平成13年10月23日改正  
土壤農薬部会長決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)6の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。

### I. 部会について

#### 1. 会議及び資料の公開について

- (1) 総会決定1(1)①の規定により会議を非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。
- (2) 審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とするものとする。

#### 2. 会議録等について

- (1) 総会決定2(3)①の規定により会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (2) 総会決定2(3)①の規定により公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (3) 総会決定2(3)②の議事要旨は、事務局において作成し、会長又は部会長の了承を得て公開するものとする。

## Ⅱ．小委員会及び専門委員会について

### 1．会議及び資料の公開について

- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長又は専門委員長は、その理由を明らかにした上で、当該小委員会又は専門委員会を非公開とすることができる。
- (2) 調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長及び専門委員長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。

### 2．会議録等について

- (1) 会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (2) 公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (3) 議事要旨は、事務局において作成し、部会長又は小委員長若しくは専門委員長の了承を得て公開するものとする。

### 3．その他

上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、部会長の同意を得て小委員長及び専門委員長が定めることができるものとする。

## 中央環境審議会土壤農薬部会の公開に関する決定

平成 8年 3月 18日  
平成 8年 9月 26日改正  
平成 12年 11月 17日改正

土 壤 農 薬 部 会 長

中央環境審議会の運営方針について（平成7年12月7日総合部会決定。以下「総合部会決定」という。）6の規定に基づき、土壤農薬部会の会議、会議録及び議事要旨の公開について、次のとおり定める。

### 1. 会議の公開について

- (1) 総合部会決定1(1)①の規定に基づき会議を非公開とした場合は、非公開の理由を明らかにするものとする。
- (2) 検討中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料など、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい障害を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料等は、部会長の判断に基づき、「委員限り」である旨明記し、非公開とする。それ以外の配付資料は部会終了後公開とする。

### 2. 会議録等について

- (1) 総合部会決定2(1)②の規定に基づき、会議録の調製に当たっては、出席した当該会議の構成員から明示の了解を得ることとし、その後、原則として、次回会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回会議が開催されないことが予想される場合は、次回会議の開催を待たず、明示の了解を得た後に公開するものとする。
- (2) 総合部会決定2(3)①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。
- (3) 総合部会決定2(3)①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の構成員以外の者は閲覧できないものとする。
- (4) 総合部会決定2(3)②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、会長又は部会長の了解を得て公開するものとする。